

今春以降にわかる国内価格——00万円と高額で、肺がん——た。20日には来年度から始めるばかりの遺伝子を使う——（西村圭史、大岩ゆり）——し、750万円以上、1千

教えて!

## 成年後見制度⑩ 識者に聞く 利用前から意思決定の援助を



中央大法学部教授 小賀野晶一さん

おがの・しおいち 1952年生まれ。専門は民法。一般社団法人「日本意思決定支援推進機構」理事長。著書に「民法と成年後見法」(成文堂)など。

認知症高齢者500万人と言われる時代に、成年後見制度の利用者は約21万人にとどまっています。判断能力が衰えて支援が必要な高齢者が急増する状況に対応できていません。

成年後見人は家庭裁判所

の審判で選ばれ、ほぼ無制限の代理権を持ちます。この強い代理権を背景に支援が進められる一方、横領などの不祥事も起きています。月2万~6万円とされる報酬も必要で、一般の人が気軽に利用できる制度とは言えません。

介護保険は高齢者にとって地域で暮らすため、身上監護が果たす役割はますます大きくなります。生活

す。成年後見制度も、「必

要だ」と地域の人と思つてもらえる魅力ある制度にならなければいけません。

2016年に施行された成年後見制度利用促進法に基づく改善に期待しています。

成年後見の支援の内容は大きく二つに分かれます。

ひとつは預貯金などの「財産管理」、もうひとつは医療や介護サービスの契約な

を守るために身上監護が制

度の本質で、そのための財産管理です。家庭裁判所と

国や自治体、病院、介護事業者、金融機関などの連携も進めなければなりません。

断能力低下がはつきりする前から、消費者被害にあります。とてもよい仕組みの

たり、契約トラブルにまきこまれたりする不安を感じています。成年後見による

支援の手前から援助する意図決定サポートシステムが必要なのです。

的には、成年後見制度は利用していないが判断能力に不安がある人から、手術時の医療同意、遺言作成、不動産の売買といった相談を受け、医療の見守りを生かした意思能力の確認など、決定のサポートをしたいと考えています。

成年後見制度の改善と、成年後見利用前からの意思決定サポート。高齢者の安心のためには、両方のアプローチが必要です。

モデルはあります。例えば社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」です。本人との契約で預貯金の出し入れなど日常生活の見守りなどを

(聞き手・清川卓史)

現在は、財産管理に重点的な取り組みがあります。度の運用改善に加えて、必要な取り組みがあります。

モードルはあります。例えば社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」です。本人との契約で預貯金の出し入れなど日常生活の見守りなどを

「教えて!」はしばらく休みます。来週から男女格差について考えるシリーズを始めます。